

北海道建設部建築局発注の一般競争入札における入札保証金について

地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者は、当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めなければなりません。

建築局では、現金事故防止の観点から、極力、入札保証金に代える担保等での納付をお願いしています。

1 入札保証金の免除要件

競争入札参加資格を有する者で、当該契約を締結しないおそれがないと認められる場合

2 入札保証金の率

入札保証金の率は、見積もる契約金額(※)につき100分の5以上です。

※入札書記載金額に消費税相当額を加算した額

3 入札保証金に代える担保等

- ① 入札保証保険契約証券（定額（定率）てん補特約のあるもの）
- ② 銀行又は知事の指定する金融機関(※)の入札保証書

※知事の指定する金融機関とは、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会です。

4 入札保証保険証券等の保証期間

- ① 一般競争入札（通常）
開札日当日を起算として9日（土・日・祝日を含む）以上
- ② 事後審査型一般競争入札
開札日当日を起算として11日（土・日・祝日を含む）以上
- ③ 総合評価方式一般競争入札
開札日当日を起算として9日（土・日・祝日を含む）以上

※対象工事が低入札価格調査に移行する場合、保証期間の延長を求める場合があります。

※銀行等の入札保証書における保証債務履行請求期限は、特に定めがありませんので、各金融機関の判断におまかせしています。

5 入札保証保険証券等を提出する時期

- ① 紙入札の場合、開札日当日
- ② 電子入札の場合、開札日の前日までに必着

※あらかじめ、利用される保険会社又は金融機関等を電話にてご連絡ください

※また、銀行等の金融機関の保証書を提出する場合は、そのコピーを原本と併せて1部提出するとともに、1件につき392円分の切手を貼付した返信用封筒（定形長3）を併せて提出してください。

6 やむを得ず現金で納付する場合

① 持参

まずは、建築局計画管理課へその旨を連絡してください。

その後、計画管理課へ現金、社判（横判）及び代表者印を持参し、納付となります。

保証金は、北海道指定金融機関へ預けることから、受付は14時までとします。

② 振込

遠隔地で道庁へ来られない場合は、納付書を発行し、入札に参加しようとする者が金融機関で納付することとなります。しかし、北海道指定金融機関（北洋銀行道庁支店）への入金の日数を要するため、開札日までに入金が確認されない場合があることから、納付は開札日の10日前までとしてください。

（問い合わせ先）

北海道 建設部 建築局 計画管理課 管理契約グループ

電話 011-231-4111（内線 29-864、29-865）